

水質汚濁防止法改正に伴う電気事業法施行規則、電気関係報告規則 及び電気設備に関する技術基準を定める省令の改正について

平成 23 年 2 月
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 改正の概要

昨今、一部の事業者において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生しており、また、公共用水域において発見される水質事故の件数が増加傾向にある現状に鑑み、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が昨年 5 月 10 日に公布された。

改正法においては水濁法の一部改正として、新たに、①指定物質（公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの）を製造する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出の義務が課されることとされている。また、②事故時に特定事業場の設置者が応急の措置等を講ずべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法に規定する生活環境項目（pH 等）について排水基準に適合しないおそれがある水の排出が追加されている（事故時の措置の対象の追加）。

従前より、水濁法においては電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「電事法」という。）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者については、事故時の措置について規定する水濁法第 14 条の 2 の規定を適用除外とし、電事法の相当規定の定めるところによることとされている（水濁法第 23 条第 2 項第 3 号又は第 4 号）。

今般、改正法により、水濁法について事故時の措置の対象の追加がなされることから、水濁法における事故時の措置に係る電事法の相当規定たる電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号。以下「報告規則」という。）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）について所要の改正を行う。また、水濁法の改正に伴い、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「電事則」という。）について、引用条項にズレが生じることから、技術的改正を行う。

2. 報告規則について

(1) 改正の必要性

○ 公害防止等に関する届出の新設について

A. 現行制度の概要

水濁法第14条の2第1項及び第2項においては、特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者は、当該特定事業場又は貯油事業場等において、特定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場又は貯油施設等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない、こととされている。

一方、水濁法第23条第2項第3号又は第4号においては、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者については、水濁法第14条の2第1項及び第2項の規定を適用除外とし、電事法の相当規定の定めるところによることとされている

当該電事法の相当規定たる報告規則第4条第18号においては、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者に対して、特定事業場又は貯油事業場等に該当する発電所、変電所及び開閉所並びにこれらを設置するための事業場において、特定施設又は貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合（貯油事業場等に係る場合を除く。）又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合、事故の発生後可能な限り速やかに、事故の状況及び講じた措置の概要について、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（又は経済産業大臣）に届け出ることを義務づけている。

B. 問題の所在

改正法により、水濁法の一部改正として、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない、こととされる。また、特定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、有害物質を含む水に加え、その汚染状態が水濁法に規定する生活環境項目（pH等）について排水基準に適合しないおそれがある水についても、特定施設の破損その他の事故が発生し、当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都

道府県知事に届け出なければならない、こととされる。

電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者と同様に、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者についても、事故時の措置について報告規則第4条において新たに定める必要がある。また、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者について、その汚染状態が水濁法に規定する生活環境項目（pH等）について排水基準に適合しないおそれがある水に係る事故時の措置を求めるため、報告規則第4条において新たに定める必要がある。

（2）具体的改正事項

○ 公害防止等に関する届出の新設について

報告規則第4条第18号の2を新設し、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者に対し、指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）又は指定物質を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合、事故の発生後可能な限り速やかに、事故の状況及び講じた措置の概要について、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（又は経済産業大臣）に届け出ることを義務づけることとする。

また、報告規則第4条第18号を改め、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者に対し、特定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、その汚染状態が水濁法第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同条第1項に規定する公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合、事故の発生後可能な限り速やかに、事故の状況及び講じた措置の概要について、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（又は経済参照大臣）に届け出ることを義務づけることとする。

さらに、報告規則第4条第18号において規定されている貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合の事故時の措置については、報告規則第4条第18号の3として規定することとする。

なお、その他所要の改正を行う。

3. 電技省令について

(1) 改正の必要性

○ 技術基準の新設について

A. 現行制度の概要

水濁法第14条の2第3項においては、都道府県知事は、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が事故時の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、事故時の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる、とされている。

一方、水濁法第23条第2項第3号又は第4号においては、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者については、水濁法第14条の2第3項の規定を適用除外とし、電事法の相当規定の定めるところによることとされている。

当該電事法の相当規定としては、電事法第40条に基づく技術基準適合命令がある。この経済産業大臣の技術基準適合命令は、電気工作物が電事法第39条第1項に基づき定められている電技省令に定める技術基準に適合しないと認められるときに、電気工作物を設置する者に対し、技術基準に適合するよう電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を制限することができるものである。

よって、電技省令第19条第2項から第5項まで及び第12項においては、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等について、水濁法で特定施設又は貯油施設等に求められている規制基準等を満たすべきことが規定されている。

B. 問題の所在

改正法により、水濁法の一部改正として、都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が事故時の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、事故時の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる、とされることとなる。

電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である特定施設又は貯油施設等を設置する工場若しくは事業場の設置者と同様に、電事法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者についても、事故時の応急の措置に係る命令が技術基準適合命令として行えるよう、電技省令第19条において新たに技術基準を定める必要がある。

(2) 具体的改正事項

○ 技術基準の新設について

電技省令第19条に新たに第5項として、水質汚濁防止法第2条第4項の規定による指定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境

に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない、と規定する。

また、その他所要の改正を行う。

4. 電事則について

○ 改正の必要性及び具体的改正事項

電事則別表第4第4号において、改正法により条ズレする水濁法第2条第7項が引用されていることから、同条第8項と改める技術的改正を行う。

5. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 4月1日（改正法の施行の日）